



## 謹賀新年

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

正月三が日は二日こそ大雪になりましたが、一日、三日は天候がよく、初詣日和となりました。

皆様にとっても良い新年を迎えられたことと存じます。

今年は二日に降った雪の心配もあり、四日が日曜日でしたので四日にお参りを致しました。今年も家族の健康、職員、御取引先関係者皆様の末永い繁栄を祈願しました。参拝後の恒例行事として我が家ではおみくじを引いております。今年の結果は吉でした。子供のころは末吉や小吉が多かったように感じておりますが、ここ数年は令和5年の凶を2回引いてしまった衝撃の年以外は吉か大吉が出た年が多く感じられます。歳を重ねるごとに良い方向に向かっていると自分に言い聞かせております。今年もうまくいく良い年であることを切に願います。



本年も引き続き、ご交誼、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 令和8年度税制改正大綱

物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引上げる措置がとられます。改正大綱の

うち特に給与に直接関係する項目を説明します。

### 基礎控除等の対応

・物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、これに基づき、所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げます。また、所得税及び個人住民税の給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げます。

・所得税の基礎控除等の特例について、合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額は以下のとおりとなります。

・合計所得金額が489万円以下である場合（令和10年分以後の各年分にあつては、132万円）

令和8年分及び令和9年分	42万円
令和10年分以後の各年分	37万円

・合計所得金額が489万円を超え655万円以下である場合 令和10年分以後の各年分にあつては、132万円超）

令和8年分及び令和9年分	5万円
令和10年分以後の各年分	0万円

・給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する（所得税：令和8年分及び令和9年分、個人住民税：令和9年度分及び令和10年度分）。

これにより給与収入178万円までは所得税は課税されません。ただし社会保険の判定は別にあります。社会保険の扶養になる場合はこの通りではありませんのでご注意ください。

この改正に伴い、配偶者控除及び扶養控除の対象

者の合計所得金額要件が62万円以下に引き上げられます。また、ひとり親控除や勤労学生控除、家内労働者等の特例の所得要件についても同様に4万円引き上げられます。改正については、令和8年分の所得税から適用されます。

### ひとり親控除の拡充

所得税の控除額を38万円（現行：35万円）に、個人住民税の控除額を33万円（現行：30万円）に、それぞれ引き上げられます。

#### 基礎控除

合計所得金額 (給与収入のみの場合)	令和8年分 (改正前)	令和9年分以 降(改正前)	令和8年9年 分(改正後)	令和10年以降 (改正後)
132万円以下 (2,003,999円以下)	95万円 (58+37)			99万円 (62+37)
132万円超 336万円以下 (2,003,999円超 4,751,999円以下)	88万円 (58+30)	58万円 (58+0)	104万円 (62+42)	62万円 (62+0)
336万円超 489万円以下 (4,751,999円超 6,655,556円以下)	68万円 (58+10)			
489万円超 655万円以下 (6,655,556円超 8,500,000円以下)	63万円 (58+5)		67万円 (62+5)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円 (58+0)		62万円 (62+0)	
2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)	48万円			
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)	32万円			
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)	16万円			
2,500万円超 (2,695万円超)	0円			

基礎控除は58万円を62万円に改正する。

### 福利厚生関係の非課税限度額の引上げ

前号で非課税限度額の変更をお伝えしましたが、令和8年4月以降については通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が、以下の通り引き上げられます。

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする方については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの5,000円を上限とするその駐車場等の料金相当額を加算した金額とされます。

### 食事の支給

会社から食事の提供を受けた場合、原則は給与課税になります。ただし、従業員が食事の価額の50%以上を負担し、会社側の負担が3,500円以下であれば、給与課税はされませんでした。

この会社からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる食事の支給に係る使用者の負担額の上限が、月額7,500円（現行月額3,500円）に引き上げられます。

また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額が650円以下（現行300円以下）に引き上げられます。

1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	非課税金額 (令和7年3月)	改正額	増額	
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道95キロメートル以上である場合	66,400円	令和8年4月以降開始	
	片道85キロメートル以上95キロメートル未満である場合	59,600円		
	片道75キロメートル以上85キロメートル未満である場合	52,700円		
	片道65キロメートル以上75キロメートル未満である場合	45,700円		
	片道55キロメートル以上65キロメートル未満である場合	38,700円	7,100円	
	片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	32,300円	4,300円
	片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	25,900円	1,500円
	片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	19,700円	1,000円
	片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	13,500円	600円
	片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	7,300円	200円
片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	4,200円	-	
片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)	(全額課税)	-	

### 防衛特別所得税（仮称）の創設

- 所得税額に対し、税率1%の新たな付加税として課す。
- 課税期間は令和9年1月からとする。
- 足下で家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率を1%引き下げる。

同時に、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を令和29年までの10年間延長する。（芝事務所：山本 修）